

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和2年4月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p>森林整備業務標準請負契約約款 （森林整備業務請負契約書）</p>	<p>森林整備業務標準請負契約約款 （森林整備業務請負契約書）</p>
<p>1～5（略）</p>	<p>1～5（略）</p>
<p>（総則）</p>	<p>（総則）</p>
<p>第1条（略）</p>	<p>第1条（略）</p>
<p>2～4（略）</p>	<p>2～4（略）</p>
<p>5 この約款に定める<u>催告</u>、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。</p>	<p>5 この約款に定める_____請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。</p>
<p>6～12（略）</p>	<p>6～12（略）</p>
<p>第2条（略）</p>	<p>第2条（略）</p>
<p>（<u>請負代金内訳書及び</u>工程表）</p>	<p>（_____工程表）</p>
<p>第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、<u>請負代金内訳書（以下「内訳書」という）及び</u>工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p>	<p>第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、_____工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p>
<p>2～3（略）</p>	<p>2～3（略）</p>
<p>（契約の保証）</p>	<p>（契約の保証）</p>
<p>第4条(A) 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、<u>第5号</u>の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p>	<p>第4条(A) 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、<u>第5号</u>の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p>
<p>一～五（略）</p>	<p>一～五（略）</p>
<p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<u>第5項</u>において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p>	<p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<u>第4項</u>において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p>
<p><u>3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなけれ</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和2年4月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p><u>ばならない。</u></p> <p>4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証<u>の</u>額の増額を請求することができ、受注者は、保証<u>の</u>額の減額を請求することができる。</p> <p>〔注〕(A)は、金銭的保証を求める場合に使用する。</p> <p>第4条(B) 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（<u>引き渡した工事事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する</u>特約を付したものに限る。）を付さなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項の規定により受注者が付す保証は、第55条第3項各号に規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。</u></p> <p>4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。</p> <p>〔注〕(B)は、役務的保証を求める場合に使用する。</p> <p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 受注者は、工事事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>3 <u>受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受</u></p>	<p>3 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証<u>金額</u>の増額を請求することができ、受注者は、保証<u>金額</u>の減額を請求することができる。</p> <p>〔注〕(A)は、金銭的保証を求める場合に使用する。</p> <p>第4条(B) 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（<u>瑕疵担保</u>特約を付したものに限る。）を付さなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。</p> <p>〔注〕(B)は、役務的保証を求める場合に使用する。</p> <p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 受注者は、工事事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p><u>(新設)</u></p>

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和2年4月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p><u>注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。</u></p> <p><u>4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>第6条～第8条（略）</p> <p>第9条（略） 2～4（略）</p> <p>5 _____ この約款に定める<u>催告</u>、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。</p> <p>6（略）</p> <p>第10条～第14条（略）</p> <p>（支給材料及び貸与品）</p> <p>第15条 _____ 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に<u>種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）</u>などがあり使用に不当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。</p> <p>5～11（略）</p> <p>（工事用地の確保等）</p>	<p><u>（新設）</u></p> <p>第6条～第8条（略）</p> <p>第9条（略） 2～4（略）</p> <p>5 <u>発注者が監督員を置いたときは</u>この約款に定める_____ 請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。</p> <p>6（略）</p> <p>第10条～第14条（略）</p> <p>（支給材料及び貸与品）</p> <p>第15条 <u>（支給材料及び貸与品がない場合は削除）</u> 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に<u>第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵</u> _____ があり使用に不当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。</p> <p>5～11（略）</p> <p>（工事用地の確保等）</p>

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和2年4月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p>第16条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。_____）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>4～5（略）</p> <p>第17条～第18条（略）</p> <p>（設計図書の変更）</p> <p>第19条 発注者は、_____必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>第20条（略）</p> <p><u>（著しく短い工期の禁止）</u></p> <p><u>第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。</u></p> <p>第22条（略）</p> <p>（発注者の請求による工期の短縮等）</p> <p>第23条（略）</p>	<p>第16条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。<u>以下本条において同じ。</u>）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>4～5（略）</p> <p>第17条～第18条（略）</p> <p>（設計図書の変更）</p> <p>第19条 発注者は、<u>前条第4項の規定によるほか</u>、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>第20条（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第21条（略）</p> <p>（発注者の請求による工期の短縮等）</p> <p>第22条（略）</p>

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和2年4月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p><u>(削除)</u></p> <p>2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>（工期の変更方法）</p> <p>第24条（略）</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>第25条（略）</p> <p>（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）</p> <p>第26条（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、<u>、</u>同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。</p> <p>5～8（略）</p> <p>第27条（略）</p> <p>（一般的損害）</p>	<p>2 <u>発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。</u></p> <p>3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>（工期の変更方法）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>第24条（略）</p> <p>（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）</p> <p>第25条（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において<u>は</u>、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。</p> <p>5～8（略）</p> <p>第26条（略）</p> <p>（一般的損害）</p>

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和2年4月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p>第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者^{（注）}がその費用を負担する。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する</p> <p>（第三者に及ぼした損害）</p> <p>第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者^{（注）}がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。</p> <p>2～3（略）</p> <p>（不可抗力による損害）</p> <p>第30条（略）</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。</p> <p>5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。</p>	<p>第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者^{（注）}がその費用を負担する。ただし、その損害（第51条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する</p> <p>（第三者に及ぼした損害）</p> <p>第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者^{（注）}がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第51条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。</p> <p>2～3（略）</p> <p>（不可抗力による損害）</p> <p>第29条（略）</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第51条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。</p> <p>5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。</p>

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和2年4月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p>一～三（略）</p> <p>6（略）</p> <p>（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）</p> <p>第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が_____請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>（検査及び引渡し）</p> <p>第32条（略）</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>3～5（略）</p> <p>6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。</p>	<p>一～三（略）</p> <p>6（略）</p> <p>（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）</p> <p>第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、_____第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>（検査及び引渡し）</p> <p>第31条（略）</p> <p>2 発注者_____は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者_____は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>3～5（略）</p> <p>6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。</p>

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和2年4月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p>第33条（略）</p> <p>（部分使用）</p> <p>第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。</p> <p>2～3（略）</p> <p>（前金払）</p> <p>第35条（契約額100万円未満の工事の場合削除）受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の4を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。</p> <p>5（略）</p> <p>6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>（保証契約の変更）</p> <p>第36条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の</p>	<p>第32条（略）</p> <p>（部分使用）</p> <p>第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。</p> <p>2～3（略）</p> <p>（前金払）</p> <p>第34条(A)（契約額100万円未満の工事の場合削除）受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の4を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。</p> <p>5（略）</p> <p>6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p><u>〔注〕(A)は、中間前金払をしない場合に使用する。</u></p> <p><u>第34条(B)（削除）</u></p> <p>（保証契約の変更）</p> <p>第35条(A) 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の</p>

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和2年4月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p>支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。</p> <p><u>（削除）</u> <u>（削除）</u></p> <p>第37条～第38条（略）</p> <p>（部分引渡し）</p> <p>第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。</p> <p>2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> $\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$ <p>第40条（略）</p> <p>（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）</p>	<p>支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。</p> <p><u>【注】(A)は、中間前金払をしない場合に使用する。</u></p> <p><u>第35条(B) 削除</u></p> <p>第36条～第37条（略）</p> <p>（部分引渡し）</p> <p>第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。</p> <p>2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> $\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$ <p>第39条（略）</p> <p>（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）</p>

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和2年4月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p>第41条（債務負担（ゼロ国、前金付、多年度）行為に係る契約でない場合削除）債務負担行為に係る契約の前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。</p> <p>2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときは、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。</p> <p>3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（<input type="text"/>円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。</p> <p>4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。</p> <p>5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。</p> <p>（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）</p>	<p>第40条（債務負担（ゼロ国、前金付、多年度）行為に係る契約でない場合削除）債務負担行為に係る契約の前金払については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。</p> <p>2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときは、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。</p> <p>3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（<input type="text"/>円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。</p> <p>4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。</p> <p>5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。</p> <p>（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）</p>
<p>第42条（略）</p> <p>2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第38条</p>	<p>第41条（略）</p> <p>2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第37条</p>

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和2年4月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p>第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。 部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9/10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - {請負代金相当額 - (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)} × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額</p> <p>3 (略)</p>	<p>第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。 部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9/10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - {請負代金相当額 - (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)} × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額</p> <p>3 (略)</p>
<p>(第三者による代理受領) 第43条 (略)</p> <p>2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第39条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。</p>	<p>(第三者による代理受領) 第42条 (略)</p> <p>2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。</p>
<p>(前払金等の不払に対する工事中止) 第44条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(前払金等の不払に対する工事中止) 第43条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p><u>(契約不適合責任)</u> <u>(削除)</u> 第45条 発注者は、<u>引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）</u>であるときは、受注者に対し、<u>目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完</u>を請求することができる。 ただし、<u>その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の</u></p>	<p><u>(瑕疵担保)</u> 第44条(A) <u>(削除)</u> 第44条(B) 発注者は、<u>工事目的物に瑕疵が</u> <u>あるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。</u> ただし、<u>瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修</u></p>

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和2年4月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p><u>追完</u>を請求することができない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</u></p> <p><u>3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。</u></p> <p><u>一 履行の追完が不能であるとき。</u></p> <p><u>二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。</u></p>	<p><u>補</u>を請求することができない。</p> <p><u>2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年以内（木造又はこれに準ずる建物その他の工作物の場合は1年以内）に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年（木造又はこれに準ずる建物その他の工作物の場合は5年）とする。 <第57条第1項へ></u></p> <p><u>3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。 <第57条第8項へ></u></p> <p><u>4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。</u></p> <p><u>5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。 <第57条第10項へ></u></p> <p><u>[注] (B)は、(A)を使用する契約以外の契約の場合に使用する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和2年4月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p><u>三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。</u></p> <p><u>四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(発注者の任意解除権)</u></p> <p><u>第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</u></p> <p><u>2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</u></p>	<p><u>(履行遅滞の場合における損害金等)</u></p> <p><u>第45条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。 <第55条第1項へ></u></p> <p><u>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額とする。 <第55条第5項へ></u></p> <p><u>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。 <第55条第2項へ></u></p> <p><u>(公共工事履行保証証券による保証の請求)</u></p> <p><u>第45条の2 <第50条へ></u></p> <p><u>[注] 本条は、第4条(B)を使用する場合に使用する。</u></p> <p><旧第47条></p>

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新 (令和2年4月1日適用) (改正後)	旧 (改正前)
<p>(発注者の<u>催告による</u>解除権)</p> <p>第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは<u>相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは</u>この契約を解除することができる。<u>ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p>一 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき</p> <p>二 正当な理由がなく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p> <p>三 _____ 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが _____ ないと認められるとき。</p> <p>四 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。</p> <p>五 <u>正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。</u></p> <p>六 <u>前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反した _____ とき。</u></p> <p><u>(発注者の催告によらない解除権)</u></p> <p>第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。</p> <p>二 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。</p> <p>三 <u>この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。</u></p> <p>四 <u>引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。</u></p> <p>五 <u>受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</u></p> <p>六 <u>受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</u></p> <p>七 <u>契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行し</u></p>	<p>(発注者の _____ 解除権)</p> <p>第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、 _____ この契約を解除することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>二 正当な理由がなく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p> <p>三 <u>その責めに帰すべき事由により</u> 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが <u>明らかに</u>ないと認められるとき。</p> <p>三 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>四 前3号に掲げる場合のほか、 _____ 契約に違反し、<u>その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められる</u>とき。</p> <p><u>(新設)</u></p>

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和2年4月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p><u>なければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。</u></p> <p><u>八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</u></p> <p><u>九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。</u></p> <p><新第48条へ></p> <p><u>十 第51条又は第52条の規定によらないで契約のこの解除を申し出たとき。</u></p> <p><u>十一 受注者が次のいずれかに該当するとき。</u></p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時森林整備業務の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が _____ 暴力団員 _____ であると認められるとき。</p> <p>ロ 暴力団 _____ 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ハ～ト（略）</p> <p>（談合その他不正行為による解除）</p> <p>第48条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、<u>直ちに</u>この契約を解除することができる。</p> <p>一～二（略）</p>	<p>_____</p> <p><旧第46条></p> <p><u>五 第48条第1項の規定によらないで契約のこの解除を申し出たとき。</u></p> <p><u>六 受注者が次のいずれかに該当するとき。</u></p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時森林整備業務の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が<u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）</u>であると認められるとき。</p> <p>ロ 暴力団（<u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。</u>）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ハ～ト（略）</p> <p>（談合その他不正行為による解除）</p> <p>第46条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、_____この契約を解除することができる。</p> <p>一～二（略）</p>

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和2年4月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p><u>（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）</u></p> <p><u>第49条 第47条各号又は第48条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第47条又は第48条の規定による契約の解除をすることができない。</u></p> <p><u><第50条へ></u></p> <p>（公共工事履行保証証券による保証の請求）</p> <p>第50条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第47条各号又は第48条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の事業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。</p> <p>2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた事業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。</p> <p>一 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）</p> <p>二 工事完成債務</p> <p>三 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）</p> <p>四 解除権</p> <p>五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第29条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）</p> <p>3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。</p> <p>4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して</p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u><旧第45条の2></u></p> <p>（公共工事履行保証証券による保証の請求）</p> <p>第45条の2 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の事業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。</p> <p>2 受注者は、前項の規定による保証人が選定し発注者が適当と認めた事業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。</p> <p>一 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）</p> <p>二 工事完成債務</p> <p>三 瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）</p> <p>四 解除権</p> <p>五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）</p> <p>3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。</p> <p>4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われ</p>

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和2年4月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p>受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。</p> <p>〔注〕本条は、第4条(B)を使用する場合に使用する。</p> <p>（受注者の<u>催告による</u>解除権）</p> <p>第51条 受注者は、<u>発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、</u>この契約を解除することができる。<u>ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p>（受注者の<u>催告によらない</u>解除権）</p> <p>第52条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>直ちに</u>この契約を解除することができる。</p> <p>一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。</p> <p>二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</p>	<p>た後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。</p> <p>〔注〕本条は、第4条(B)を使用する場合に使用する。</p> <p>（受注者の_____解除権）</p> <p>第48条 受注者は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、</u>_____この契約を解除することができる。</p> <p>一 <u>第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。</u> <u><第52条へ></u></p> <p>二 <u>第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</u> <u><第52条へ></u></p> <p>三 <u>発注者が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。</u> <u><第51条へ></u></p> <p>2 <u>受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。</u> <u><第56条第1項へ></u></p> <p>（受注者の_____解除権）<再掲></p> <p>第48条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、_____この契約を解除することができる。</p> <p>一 <u>第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。</u> <u><第52条へ></u></p> <p>二 <u>第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</u> <u><第52条へ></u></p> <p>三 <u>発注者が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。</u></p>

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新 (令和2年4月1日適用) (改正後)	旧 (改正前)
<p><u>(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</u> <u>第53条 第51条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</u></p>	<p><u><第51条へ></u> <u>2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。 <第56条第1項へ></u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(契約が解除された場合等の違約金)</u> <u>第47条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u> <u>一 第46条又は第46条の2の規定によりこの契約が解除された場合</u> <u>二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合</u></p> <p style="text-align: right;"><u><第55条第2項へ></u></p> <p><u>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。</u> <u>一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</u> <u>二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</u> <u>三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</u></p> <p style="text-align: right;"><u><第55条第3項へ></u></p> <p><u>3 第1項の場合（第46条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。</u></p> <p style="text-align: right;"><u><第55条第6項へ></u></p>

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和2年4月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p>(解除に伴う措置)</p> <p>第54条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を <u> </u> 最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第33条及び第42条の規定による部分払いをしているときは、その部分払いにおいて償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条、第48条の2又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第51条又は第52条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理す</p>	<p>(解除に伴う措置)</p> <p>第49条 発注者は、この契約が <u> </u> 解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を 必要 最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払いをしているときは、その部分払いにおいて償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条、第46条の2又は第47条の2第2項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第47条 又は前条 の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>4 受注者は、この契約が <u> </u> 解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>5 受注者は、この契約が <u> </u> 解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>6 受注者は、この契約が <u> </u> 解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理</p>

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和2年4月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p>これらの物件を含む。_____）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>7（略）</p> <p>8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が<u>第47条、第48条、第48条の2又は次条第3項</u>の規定による場合は発注者が定め、<u>第46条、第51条又は第52条</u>の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p><u>9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。</u></p> <p><u>（発注者の損害賠償請求等）</u></p> <p><u>第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</u></p> <p><u>一 工期内に工事を完成することができないとき。</u></p> <p><u>二 この工事目的物に契約不適合があるとき。</u></p> <p><u>三 第47条、第48条又は第48条の2の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。</u></p> <p><u>四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</u></p> <p><u>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p><u>一 第47条、第48条又は第48条の2の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。</u></p>	<p>これらの物件を含む。<u>以下本条において同じ。</u>）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>7（略）</p> <p>8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が<u>第46条、第46条の2又は第47条の2第2項</u>の規定による場合は発注者が定め、<u>第47条又は前条</u>の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（履行遅滞の場合における損害金等） <再掲></u></p> <p><u>第45条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。 <第55条第1項へ></u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（契約が解除された場合等の違約金） <再掲></u></p> <p><u>第47条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 <第55条の2項へ></u></p> <p><u>一 第46条又は第46条の2の規定によりこの契約が解除された場合 <第55条第2項の一へ></u></p> <p><u>≥</u></p>

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和2年4月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p><u>二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。</u></p>	<p><u>二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合 <第55条第2項の二へ></u></p>
<p><u>3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</u></p>	<p><u>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。 <第55条の3項へ></u></p>
<p><u>一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</u></p>	<p><u>一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人 <第55条第3項の一へ></u></p>
<p><u>二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律154号）の規定により選任された管財人</u></p>	<p><u>二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人 <第55条第3項の二へ></u></p>
<p><u>三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</u></p>	<p><u>三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等 <第55条第3項の三へ></u></p>
<p><u>4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>第45条 <再掲></u></p> <p><u>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延 日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額とする。 <第55条第5項へ></u></p> <p><u>第47条の2 <再掲></u></p>
<p><u>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額とする。</u></p>	<p><u>3 第1項の場合（第46条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。 <第55条第6項へ></u></p>
<p><u>6 第2項の場合（第48条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。</u></p>	<p>(賠償の予約)</p> <p><u>第50条 受注者は、第46条の2の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、請負代金額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指</u></p>
<p>(賠償の予約)</p> <p><u>第55条の2条 受注者は、第48条の2の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、請負代金額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指</u></p>	<p>(賠償の予約)</p> <p><u>第50条 受注者は、第46条の2の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、請負代金額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定す</u></p>

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和2年4月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p>定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。ただし、同条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>2（略）</p> <p><u>（受注者の損害賠償請求等）</u></p> <p><u>第56条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>一 第51条又は第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。</u></p> <p><u>二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</u></p> <p><u>2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</u></p> <p><u>（契約不適合責任期間等）</u></p> <p><u>第57条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者</u></p>	<p>る期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。ただし、同条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>2（略）</p> <p><u>第48条 <再掲></u></p> <p><u>2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。<第56条第1項へ></u></p> <p><u>第45条 <再掲></u></p> <p><u>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。<第55条第2項へ></u></p> <p><u>第44条 (B) <再掲></u></p> <p><u>2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年以内（木造又はこれに準ずる建物その他の工作物の場合は1年以内）に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年（木造又はこれに準ずる建物その他の工作物の場合は5年）とする。<第57条第1項へ></u></p> <p><u>（新設）</u></p>

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和2年4月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p><u>が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。</u></p> <p><u>3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。</u></p> <p><u>4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。</u></p> <p><u>5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。</u></p> <p><u>6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。</u></p> <p><u>7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。</u></p> <p><u>8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適合であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求を行うことはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。 <第57条第8項へ></p> <p>5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適合であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。 <第57条第10項へ></p>
<p>第58条（略）</p> <p>（賠償金等の徴収）</p>	<p>第51条（略）</p> <p>（賠償金等の徴収）</p>

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和2年4月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p>第59条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.6パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.6パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。</p>	<p>第52条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.7パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.7パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。</p>
<p>第60条（略）</p>	<p>第53条（略）</p>
<p>第61条（略）</p>	<p>第54条（略）</p>
<p>第62条（略）</p>	<p>第55条（略）</p>
<p>第63条（略）</p>	<p>第56条（略）</p>